

事務連絡  
平成24年12月13日

各 都道府県  
保健所設置市  
特別区 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課

特定危険部位の管理及び牛海綿状脳症検査に係る  
分別管理等のガイドライン（案）について

牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しについては、本年10月22日の食品安全委員会の食品健康影響評価結果に基づき、手続を進めているところです。

今般、と畜場及び食肉処理場等の関係施設における見直し後の特定危険部位の管理及びBSE検査に係る分別管理等を検討するため、別添のとおり、ガイドライン（案）を作成しましたので、お知らせします。

なお、本ガイドライン（案）については、最終的な整理の上、見直しの施行時に通知することとしておりますので、御承知おきください。

# 特定危険部位の管理及び牛海綿状脳症検査に係る分別管理等のガイドライン (案)

## 1 基本事項

### (1) 月齢

#### ア 定義

月齢は、出生の年月日を起算日として、翌月より起算日に応答する日をもって1を加えることとする。

注) 30月齢以下の牛とは、出生の年月日を起算日として30月目の起算日に応答する日までの牛をいい、その翌日以降の牛は30月齢を超える牛となる。

#### イ 牛の月齢確認方法

牛の月齢は、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号。以下「牛トレサ法」という。）に基づく牛個体識別台帳に基づき確認すること。

### (2) SRM（特定危険部位）

ア と畜場法施行規則別表第1及び厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則第2条に定める部位

イ 食品、添加物等の規格基準第1のBの8に定めるせき柱（範囲については図1及び2参照）

## 2 と畜場における分別管理

1 (1) に基づき月齢の確認を行い、①30月齢以下の牛、②30月齢超の牛に分別し、それぞれを区別してとさつ解体を行うこと。牛の月齢が確認できないとたい、頭部、枝肉、内臓等については、30月齢超として取り扱うこと。

### (1) 月齢による分別管理

ア 予め曜日等を定めて、①30月齢以下の牛、②30月齢超牛に分別し、牛のとさつ解体を行う。

イ 同一日に①30月齢以下の牛、②30月齢超の牛のとさつ解体を行う場合、と畜順を①の次に②とし、①の最後、②の最初となる個体をタグ等により識別可能とする。

ウ ①30月齢以下の牛と②30月齢超の牛をと畜順で分別しない場合は、タグ等により①と②を識別可能とする。

### (2) BSE検査の分別管理

ア BSE検査の対象ではない牛（以下「検査対象外牛」という。）の頭部、内臓等を、同一日にとさつ解体された検査対象牛の検査結果判明前に出荷する場合には、検査対象牛及び検査対象外牛双方の頭部、内臓等にタグ等を付け、識別可能とする。また、BSE検査中の内臓は、専用の容器に保管し、タグ等により容易に識別可能とすること。

- イ BSE検査中の枝肉は、専用の区画を設けて保管することが望ましいこと。これにより難い場合は、タグ等により容易に識別可能とすること。  
この場合、枝肉同士が接触しないように保管すること。
- ウ 枝肉の出荷に当たっては、牛トレサ法第14条に基づき、個体識別番号の表示等を行うこと。
- エ BSE検査が陽性であった場合には、個体管理されていない頭部、枝肉、内臓等を一括して焼却すること。

(3) 特定部位の除去に係る分別管理

- ア ①30月齢以下の牛、②30月齢超の牛の区分を行わざとさつ解体を行う場合は、1(1)に基づく月齢が確認できるもの(検査申請書を含む。)により予め月齢確認を行い、30月齢以下の牛については、生体段階では頭部及び背中にスプレー等で、とさつ解体段階では剥皮後の頭部、とたい、枝肉、内臓等にタグ等で、識別可能とすること。
- イ 30月齢以下の牛の頭部(舌及び頬肉を除く。)を使用する場合は、次によること。
  - (ア) 30月齢以下の牛の頭部の処理は、作業場所を分けるなど分別して行うこと。
  - (イ) 30月齢を超える牛の頭部から、舌及び頬肉以外の部位を除去していないことについて、と畜検査員の確認を受けること。

(4) 特定部位の処理については、以下によること。

ア 特定部位の取扱い

特定部位は、周囲を汚染しないように除去し、専用の容器に保管するとともに、と畜検査員の確認を受けて、確実に焼却すること。

イ せき髄の処理

- (ア) 背割りの際、椎孔にあるせき髄が損傷された結果、枝肉を汚染するおそれがあること、及び椎骨に付着したせき髄が食肉処理工程において、可食部分を汚染するおそれがあることから、背割りの段階でせき髄片の飛散を防ぐとともに、背割り後の枝肉からせき髄を確実に除去すること。
- (イ) 背割りに当たっては、せき髄片が飛散しないよう、鋸の歯を洗浄しながら切断し、洗浄水からスクリーンによりせき髄片を回収し、特定部位と同様に保管、焼却すること。また、せき髄鋸は一頭毎に十分に洗浄消毒を行うこと。
- (ウ) 背割り後、せき柱中のせき髄を金属性器具を用いて入念に除去し、高圧水により十分に洗浄したのち、さらに枝肉の検査の際に、枝肉にせき髄が付着していないことをについて、と畜検査員の確認を受けること。
- (エ) せき髄は軟組織で柔軟性があるため、せき髄の損傷を少なくするため、背割りを正中線から若干ずらした位置で行うことにより、片側の椎骨にせき髄を付着させることが望ましいこと。
- (オ) 背割りを行う際は、ゴーグルなどの眼の保護及びマスクを使用すること。

(力) 洗浄前の枝肉、機械等の汚染の低減のため、背割り前に、せき髑除去を行うことが望ましいこと。

ウ 頭部の処理

口腔内の組織のうち、舌のみを除去した後の頭部には、扁桃が含まれているため、30月齢以下の牛の頭部であっても特定部位として取り扱うこと。

エ BSE陽性確認時の対応

特定部位に接触した施設設備、機械器具の消毒は異常プリオンを不活性化する方法で行うこと。また、他の施設設備、機械器具については入念に洗浄すること。

オ 特定部位の焼却条件

800°C以上で、完全に焼却すること。

(5) 関係者の協力

分別管理は、と畜場法（昭和28年法律第114号）に基づき、と畜場の設置者、管理者及びと畜業者が行うこととし、荷受業者、内臓業者、仲卸し業者等関係者はこれに協力すること。

(6) 標準作業書の作成

と畜場の設置者又は管理者は、と畜場法施行規則第3条第24号イに基づき、分別管理を適正かつ計画的に実施するため必要な事項を記載した文書を作成すること。作成に当たっては、と畜検査員の助言を受けること。作成した最新の標準作業書を食肉衛生検査所等に提出すること。

### 3 食肉処理業、食肉販売業、せき柱の加工業等における分別管理

30月齢以下の牛に由来するせき柱を使用する場合（せき柱を含む部分肉を食用に供する場合など、せき柱を食品等の原材料として使用する場合をいう。以下同じ。）には、工程、タグ等によりせき柱を月齢によって区別して管理すること。30月齢以下の牛に由来するせき柱であることが確認できない場合又は分別管理を行わない場合は、30月齢を超える牛に由来するせき柱として取り扱うこと。

(1) 30月齢以下の牛に由来するせき柱の処理は、作業場所を分けるなど分別して行うこと。

(2) せき柱を除去する際に、個体識別番号により(1)に基づき月齢を確認すること。せき柱等（せき柱を細切、粉碎、乾燥したもの等、せき柱を簡易に加工したものを含む。以下同じ。）を出荷する際には、30月齢以下の牛に由来することが確認できる荷送状等（個体識別番号又は輸入牛であることが確認できるものに限る。以下「荷送状等」という。）をせき柱等に添付して出荷することとし、業者間で取引する場合についても、同様の荷送状の添付を行うこと。

せき柱を含む部分肉を出荷する際には、牛トレサ法第15条に基づき、個体識別番号の表示等を行うこと。

(3) 30月齢以下の牛に由来するせき柱等を仕入れる場合は、荷送状等により月齢を確認すること。

- (4) 出荷及び仕入れに関する記録（出荷及び仕入れの年月日、出荷先及び仕入元の名称及び所在地、個体識別番号等）については、出荷及び仕入れの日から3年間保存すること。
- (5) 荷送状等が添付されていないなど、30月齢以下の牛に由来することが確認できないせき柱等については、一般消費者に販売しないこと。
- (6) 輸入牛のせき柱を使用する場合は、衛生証明書及び伝票に基づき、輸入牛であることを確認すること。輸入牛であることが確認できた場合には、30月齢以下の国産牛と同様に取り扱うこと。
- (7) SRMの処理については、以下によること。
  - ア せき柱を電動ノコギリで除去（脱骨）する場合には、背根神経節を破壊しないように注意すること（図3）。
  - イ 仙骨部分の背根神経節は仙骨腹側面の脂肪層に位置するため、仙骨腹側面に付着する脂肪層をナイフ等を用いて削り取る等の処置は行わないこと（参考、図4及び5）。
  - ウ 牛のせき柱とこれが付着した肉を、骨とともに機械的にミンチ又は細切する方法による食肉処理は行わないこと。
  - エ せき柱の処分については、廃棄物処理法に基づき、「廃棄物となった牛のせき柱の取扱いについて」（平成16年3月31日付環廃対発04331007・環廃産発040331007 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長、同産業廃棄物課長連名通知）により適切に行うこと。

#### 4 都道府県等による検証

##### (1) と畜場

と畜場の設置者又は管理者が標準作業書を作成する際には、適切な助言を行うこと。作成された最新の標準作業書の提出を受けるとともに、その標準作業書に沿った分別管理が実施されていることを確認すること。

##### (2) 食肉処理業、食肉販売業、せき柱の加工業者等

食肉処理業等の監視指導を行う際には、分別管理が適切に行われていること及びせき柱が適切に除去されていることを確認すること。

(参考)

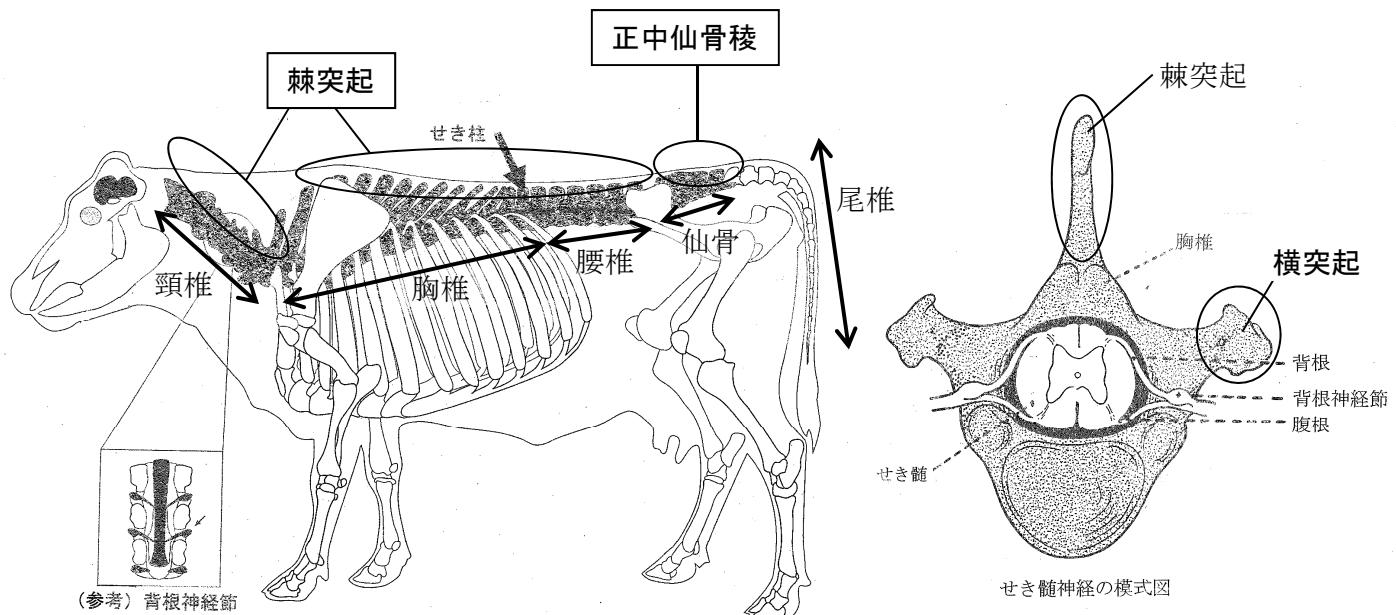


図1. せき柱(背面)

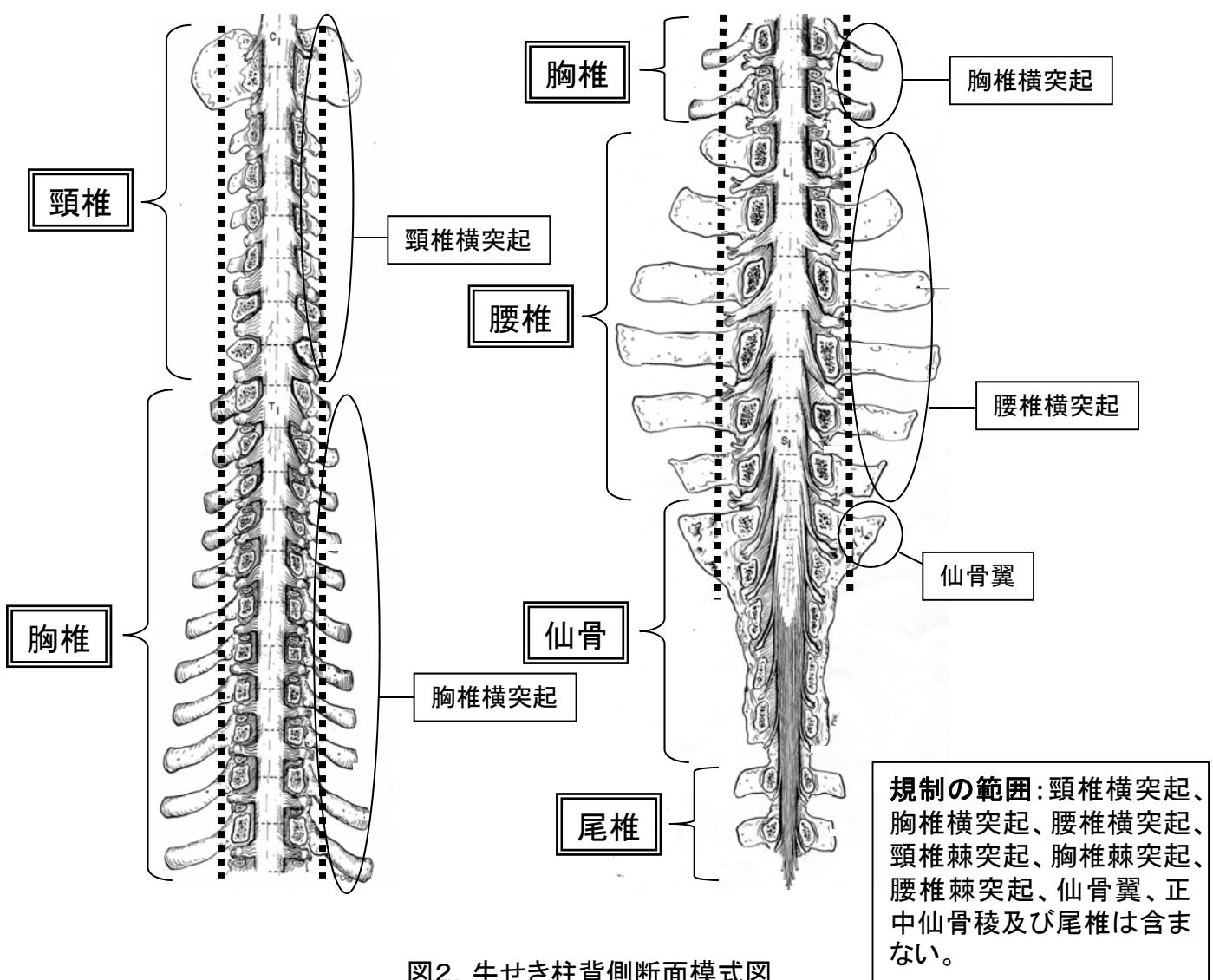


図2. 牛せき柱背側断面模式図

規制の範囲: 頸椎横突起、  
胸椎横突起、腰椎横突起、  
頸椎棘突起、胸椎棘突起、  
腰椎棘突起、仙骨翼、正  
中仙骨稜及び尾椎は含ま  
ない。

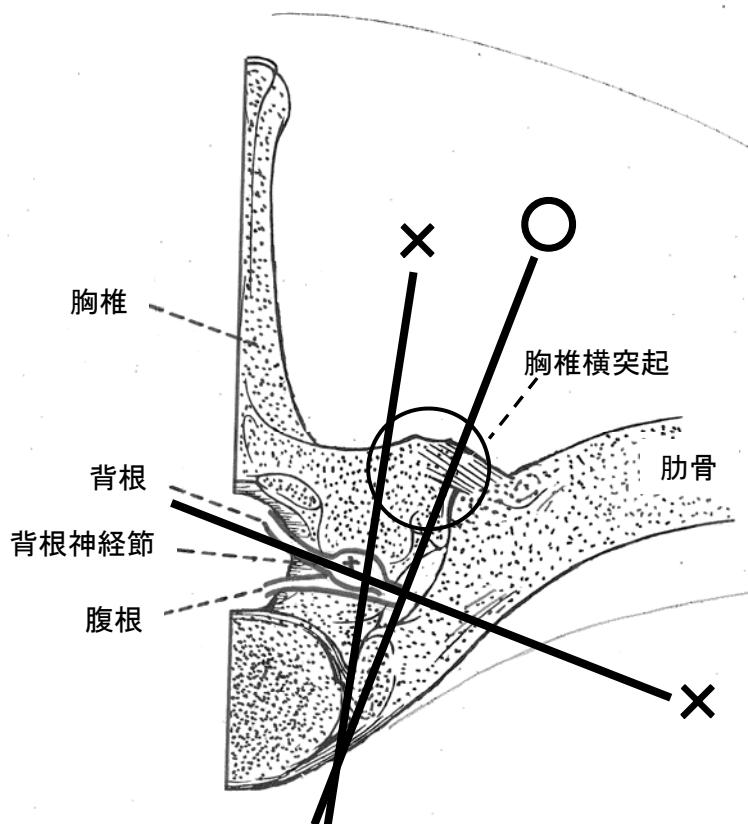


図3. 胸椎と肋骨連結部位の模式図



図4. 仙骨(腹側面)

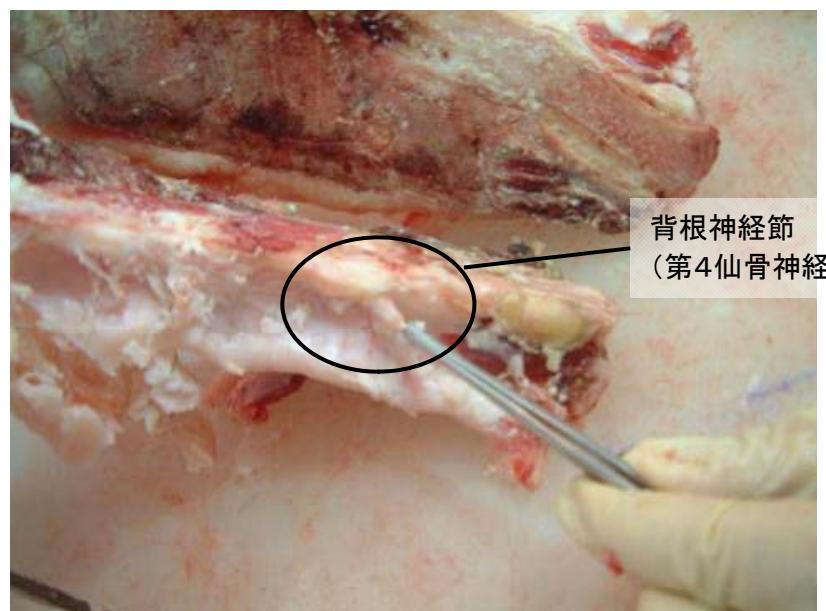


図5. 仙骨部の背根神経節

(参考)

# 月齢の考え方

月齢は、出生の年月日を起算日として、翌月より起算日に応答する日をもつて1を加えることとする。



30月齢以下の牛とは、出生の年月日を起算日として、30月目の起算日に応答する日までの牛をいう。

（例）平成23年1月15日生まれの牛の場合

